

交渉情報	NO.123	日本郵便信越支社 郵便・物流営業部
JP労組 信越地方本部	2019年8月27日	添付資料:3枚

2019年度物販営業に関する営業取組について

関連：中央交渉情報日本郵便第 281 号（2019.8.13）

日本郵便（株）信越支社郵便・物流営業部は、本日（8月27日）「2019年度物販営業に関する営業取組」について地方本部に説明してきました。

標記概要は、今年度の物販事業について、2019年9月から2019年度末までの間、目標設定しないこととし、営業推進管理は中止するというものです。

ただし、物販事業はこれまでも多くのお客さまにご利用いただいているサービスであると共に、全国の各地域の商品提供者の方との繋がりも深く、地方創生に貢献している事業であり、お客さまへの物販商品等のご案内を中止することは、お客さまサービスの低下に繋がると共に、地方創生の役割が不十分になると懸念されることから、お客さまへの物販・広告に関する商品・サービス案内は、適正な営業活動に配慮しながら継続して実施していきます。

詳細につきましては、中央交渉情報および支社資料を参照してください。

地本は、物販販売営業の推進管理を中止することから、全局において物販に関わる全てのグラフの掲出を禁止することと、本部・本社間で整理がついている、社員が負担になるような営業指導が行われる事がないよう、指導を徹底することを強く求めました。

支社は、当然ながらグラフの掲出は行わないことと、適正な営業活動となるよう配慮し、郵便局指導を行うとしています。

具体的には、頒布会や年賀状印刷等については、昨年利用していただいたお客さま等については、声かけは実施するがターゲット12の必達の指導は行わないとしています。

各支部は、過度な営業活動を推奨するようなマネジメントが行われた場合には、地本に連絡して下さい。

【労使対応】 情報提供